

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

令和6年(2024年)



## 目 次

議案第 99 号	令和 6 年度鎌倉市一般会計予算	5
議案第 100 号	令和 6 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算	20
議案第 101 号	令和 6 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	23
議案第 102 号	令和 6 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	28
議案第 103 号	令和 6 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	32
議案第 104 号	令和 6 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	35
議案第 105 号	令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計予算	38
議案第 106 号	鎌倉市ケアラー支援条例の制定について	43
議案第 107 号	鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例の制定について	48
議案第 108 号	鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第 109 号	鎌倉市芸術館条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第 110 号	鎌倉市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 111 号	鎌倉市川喜多映画記念館条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 112 号	鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第 113 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	63
議案第 114 号	鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第 115 号	鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例の制定について	68
議案第 116 号	鎌倉市手数料条例及び鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	70
議案第 117 号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第 118 号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	76
議案第 119 号	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	81
議案第 120 号	鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第 121 号	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	85



令和 6 年度鎌倉市一般会計予算

令和 6 年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 74,455,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年(2024年)2月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
5 市税		千円 36,403,375
	5 市民税	18,369,400
	10 固定資産税	13,665,566
	15 軽自動車税	197,091
	20 市たばこ税	800,661
	30 都市計画税	3,370,657
10 地方譲与税		318,880
	8 地方揮発油譲与税	72,500
	10 自動車重量譲与税	223,000
	20 森林環境譲与税	23,380
15 利子割交付金		13,000
	5 利子割交付金	13,000
16 配当割交付金		284,000
	5 配当割交付金	284,000
17 株式等譲渡所得割交付金		272,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	272,000
18 法人事業税交付金		434,000
	5 法人事業税交付金	434,000
19 地方消費税交付金		4,057,000
	5 地方消費税交付金	4,057,000
20 ゴルフ場利用税交付金		24,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	24,000
31 環境性能割交付金		70,000
	5 環境性能割交付金	70,000
33 地方特例交付金		984,000
	5 地方特例交付金	984,000

款	項	金額
35	地方交付税	34,000
	5 地方交付税	34,000
40	交通安全対策特別交付金	20,000
	5 交通安全対策特別交付金	20,000
45	分担金及び負担金	380,405
	5 負担金	380,405
50	使用料及び手数料	1,201,938
	5 使用料	385,864
	10 手数料	816,074
55	国庫支出金	11,687,662
	5 国庫負担金	8,931,328
	10 国庫補助金	2,692,794
	15 委託金	63,540
60	県支出金	4,855,680
	5 県負担金	3,621,602
	10 県補助金	904,007
	15 委託金	330,071
65	財産収入	560,822
	5 財産運用収入	128,020
	10 財産売払収入	432,802
70	寄附金	1,724,806
	5 寄附金	1,724,806
75	繰入金	5,157,536
	5 基金繰入金	5,085,172
	10 他会計繰入金	72,364
80	繰越金	600,000



款	項	金 額
	5 繰越金	600,000
85 諸収入		921,096
	5 延滞金加算金及び過料	60,835
	10 市預金利子	50
	15 貸付金元利収入	337,100
	25 雑入	523,111
90 市債		4,450,800
	5 市債	4,450,800
	歳 入 合 計	74,455,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 439,632
	5 議会費	439,632
10 総務費		8,027,866
	5 総務管理費	6,543,369
	10 徴税費	729,905
	15 戸籍住民基本台帳費	635,789
	20 選挙費	34,641
	25 統計調査費	30,416
	30 監査委員費	53,746
15 民生費		30,546,552
	5 社会福祉費	14,789,543
	10 児童福祉費	13,350,520
	15 生活保護費	2,405,304
	20 災害救助費	1,185
20 衛生費		6,913,220
	5 保健衛生費	1,901,528
	10 清掃費	4,706,248
	15 環境対策費	305,444
25 労働費		89,681
	5 労働諸費	89,681
30 農林水産業費		160,827
	5 農業水産業費	160,827
35 商工費		458,509
	5 商工費	458,509
40 観光費		781,404
	5 観光費	781,404

款	項	金 額
45	土木費	10,508,925
	5 土木管理費	1,659,138
	10 道路橋りょう費	1,346,677
	15 河川費	248,644
	20 都市計画費	5,147,700
	25 住宅費	2,106,766
50	消防費	3,635,953
	5 消防費	3,635,953
55	教育費	8,718,165
	5 教育総務費	2,692,167
	10 小学校費	2,616,962
	15 中学校費	774,150
	20 社会教育費	2,223,590
	25 保健体育費	411,296
60	公債費	4,120,622
	5 公債費	4,120,622
65	諸支出金	3,644
	5 土地開発公社費	3,644
70	予備費	50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	74,455,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 総務費	05 総務管理費	城廻市有地擁壁補強事業	千円 341,539	6	千円 0
				7	273,232
				8	68,307
20 衛生費	10 清掃費	名越中継施設整備事業	5,558,250	6	9,928
				7	1,556,859
				8	967,259
				9	1,850,366
				10	1,173,838
45 土木費	25 住宅費	市営深沢第6住宅解体事業	132,550	6	53,020
				7	79,530

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議 会 だ よ り 印 刷 費 業 務 事 業	令 和 7 年 度 ま で	千円 1,164
議 会 だ よ り 配 付 費 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 ま で	726
本 会 議 録 作 成 費 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 ま で	317
常 任 委 員 会 等 会 議 録 費 作 成 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 ま で	594
広 報 か ま く ら 製 作 費 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 ま で	3,484
広 報 か ま く ら 配 布 費 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 ま で	2,970
廃 棄 文 書 溶 解 処 理 事 業 費	令 和 7 年 度 ま で	201
統 合 内 部 事 務 シ ス テ ム 更 新 業 務 委 託 事 業 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	167,151
城 廻 市 有 地 擁 壁 費 調 査 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 ま で	8,294
新 庁 舎 等 基 本 設 計 及 び DX 支 援 業 務 委 託 事 業 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	294,965
市 税 通 知 書 等 の 出 力 ・ 加 工 ・ 封 入 封 かん 費 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 ま で	16,219
課 税 デ ー タ 入 力 費 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1,584
固 定 資 産 評 価 支 援 費 シ ス テ ム GIS 構 築 事 業 費	令 和 7 年 度 ま で	9,207
固 定 資 産 評 価 資 料 作 成 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	26,125

事 項	期 間	限 度 額
OA 機器操作等に関する 労働者派遣事業費	令和 7 年度まで	3,348 千円
選挙機材保守点検事業費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	922
市議会議員選挙執行 業務委託事業費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	47,554
二階堂在宅福祉 サービスセンター 清掃業務委託事業費	令和 7 年度まで	614
台在宅福祉センター総合 管理業務委託事業費	令和 7 年度まで	3,207
御成町在宅福祉サービス センター総合管理 業務委託事業費	令和 7 年度まで	1,338
公立保育園用務・軽作業 業務委託事業費	令和 7 年度まで	2,452
公立保育園布団乾燥・消毒 業務委託事業費	令和 7 年度まで	307
公立保育園清掃 業務委託事業費	令和 7 年度まで	2,640
腸内細菌培養検査事業費	令和 7 年度まで	218
保健師派遣委託事業費	令和 7 年度まで	878
鎌倉市健康づくり計画及び 鎌倉食育推進計画の一体的 策定支援業務委託事業費	令和 7 年度まで	5,180
予防接種データ入力 業務委託事業費	令和 7 年度まで	339
看護師派遣委託事業費	令和 7 年度まで	1,004

事 項	期 間	限 度 額
指 定 収 集 袋 作 成 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	千円 28,908
産 業 廃 棄 物 ( 本 庁 舎 等 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 ) 収 集 運 搬 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	264
産 業 廃 棄 物 ( 本 庁 舎 等 不 燃 物 類 ) 収 集 運 搬 処 理 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	336
豊 運 搬 資 源 化 処 理 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	2,426
布 団 運 搬 資 源 化 処 理 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	4,807
名 越 ク リ ー ン セ ン タ ー 土 壌 汚 染 状 況 調 査 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	22,099
最 終 処 分 場 定 期 費 水 質 検 査 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	105
今 泉 ク リ ー ン セ ン タ ー 粗 大 ご み 等 処 理 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	10,461
今 泉 ク リ ー ン セ ン タ ー 中 継 施 設 運 転 管 理 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	19,109
笛 田 リ サ イ ク ル セ ン タ ー 空 気 調 和 設 備 保 守 点 検 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	1,496
笛 田 リ サ イ ク ル セ ン タ ー 清 掃 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	999
路 上 喫 煙 防 止 巡 回 啓 発 等 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	2,271
磯 焼 け 対 策 実 証 業 務 費 委 託 事 業 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	6,650
鎌 倉 ブ ラ ン ド 堆 肥 運 送 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	324

事 項	期 間	限 度 額
第4期鎌倉市観光基本計画 策定支援業務委託事業費	令和7年度まで	13,376 千円
鎌倉駅道路管理施設清掃等 業務委託事業費	令和7年度まで	344
大船駅道路管理施設清掃 業務委託事業費	令和7年度まで	888
大船駅管理施設警備監視 業務委託事業費	令和7年度まで	5,276
北鎌倉隧道の通行禁止に 伴う歩行者誘導費	令和7年度まで	4,085
鎌倉市社会基盤施設 マネジメント計画 改訂支援業務委託事業費	令和6年度から 令和7年度まで	28,270
道路側溝等浚渫汚泥 運搬業務委託事業費	令和7年度まで	234
道路側溝等浚渫汚泥 処分業務委託事業費	令和7年度まで	660
道路等小規模修繕 業務委託事業費	令和7年度まで	5,250
排水管渠等浚渫清掃 業務委託事業費	令和7年度まで	3,944
草刈及び樹木維持管理 業務委託事業費	令和7年度まで	4,108
建築確認台帳等電子化 補助業務委託事業費	令和7年度まで	4,829
建築確認DB等作成及び 建築総合情報システム 構築業務委託事業費	令和7年度まで	184,327
放置自転車等防止対策 業務委託事業費	令和7年度まで	13,676



事 項	期 間	限 度 額
鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	14,166 千円
東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置事業費	令和7年度から 令和14年度まで	4,235,142
笛田公園更衣室設置事業費	令和7年度から 令和11年度まで	72,094
PFI事業モニタリング業務事業費	令和7年度から 令和8年度まで	13,200
産業廃棄物(小中学校等プラスチック類)収集運搬業務委託事業費	令和7年度まで	264
産業廃棄物(小中学校等不燃物類)収集運搬処理業務委託事業費	令和7年度まで	662
学校清掃用具賃借料	令和7年度まで	293
学校給食残さ収集運搬業務委託事業費	令和7年度まで	898
学校給食残さ資源化業務委託事業費	令和7年度まで	432
給食用小荷物専用昇降機点検事業費	令和7年度まで	281
学校自家用電気工作物点検事業費	令和7年度まで	1,351
学校第一種特定製品点検事業費	令和7年度まで	1,419
学校トイレ清掃業務委託事業費	令和7年度まで	3,866
学校漏水調査業務委託事業費	令和7年度まで	588

事 項	期 間	限 度 額
中学校給食予約等管理 運用業務委託事業費	令和7年度から 令和9年度まで	37,510 千円
史跡永福寺跡維持管理 業務委託事業費	令和7年度まで	3,058
史跡大町釈迦堂口遺跡 維持管理業務委託事業費	令和7年度まで	2,613
鎌倉・玉縄青少年会館清掃 業務委託事業費	令和7年度まで	1,018
中央図書館等巡回 業務委託事業費	令和7年度まで	1,402
鎌倉国宝館空調設備 自動制御機器 保守点検委託事業費	令和7年度まで	385
鎌倉市土地開発公社の資金 借入れに伴う金融機関等 に対する債務保証 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和7年度まで	3,426,075

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	千円 184,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
本庁舎等施設整備事業費	17,600	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	66,700	同上	同上	同上
清掃施設整備事業費	34,800	同上	同上	同上
道路整備事業費	695,500	同上	同上	同上
都市計画事業費	179,800	同上	同上	同上
防災対策事業費	65,700	同上	同上	同上
河川整備事業費	119,800	同上	同上	同上
公営住宅建設事業債	1,007,300	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	1,001,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	985,300	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	47,700	同上	同上	同上
史跡保存事業費	45,200	同上	同上	同上
合計	4,450,800			

議案第 100 号

令和 6 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口  
市街地再開発事業特別会計予算

令和 6 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 (2024 年) 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	使用料及び手数料	7,300
	5 使用料	7,300
10	繰入金	12,700
	5 他会計繰入金	12,700
15	繰越金	1,000
	5 繰越金	1,000
	歳 入 合 計	21,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	事業費	20,000
	5 事業費	20,000
15	予備費	1,000
	5 予備費	1,000
	歳 出 合 計	21,000

議案第 101 号

令和 6 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,823,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年(2024年)2月6日提出

鎌倉市長 松尾 崇



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
5	国民健康保険料	4,000,294
	5 国民健康保険料	4,000,294
10	一部負担金	2
	5 一部負担金	2
20	国庫支出金	19,188
	10 国庫補助金	19,188
30	県支出金	11,093,543
	3 県負担金・補助金	11,093,543
38	財産収入	722
	5 財産運用収入	722
40	繰入金	1,691,317
	5 他会計繰入金	1,451,317
	10 運営基金繰入金	240,000
45	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
50	諸収入	16,034
	5 延滞金及び過料	10,002
	10 雑入	6,032
	歳入合計	16,823,100

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 445,152
	5 総務管理費	368,671
	10 徴収費	75,823
	15 運営協議会費	658
10 保険給付費		10,785,390
	5 療養諸費	9,366,789
	10 高額療養費	1,355,780
	15 移送費	200
	20 出産育児諸費	50,021
	25 葬祭諸費	12,500
	30 傷病手当諸費	100
11 国民健康保険事業費納付金		5,395,563
	5 医療給付費分	3,571,136
	10 後期高齢者支援金等分	1,309,567
	15 介護納付金分	514,860
25 保健事業費		168,073
	3 特定健康診査等事業費	156,707
	5 保健事業費	11,366
27 基金積立金		722
	5 基金積立金	722
30 諸支出金		18,200
	5 償還金利子及び還付加算金	18,200
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		16,823,100

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 ( 動 機 付 け 支 援 ) 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	千円 951
特 定 保 健 指 導 ( 積 極 的 支 援 ) 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 まで	618

議案第 102 号

令和 6 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 6 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 290,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 (2024 年) 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
5	繰入金	201,400
	5 他会計繰入金	201,400
10	市債	89,400
	5 市債	89,400
	歳入合計	290,800

歳 出

款	項	金 額
5 事業費		千円 89,467
	5 用地取得事業費	89,467
10 公債費		201,333
	5 公債費	201,333
歳 出 合 計		290,800

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公共用地 先行取得事業費</p>	<p>千円 89,400</p>	<p>普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。</p>	<p>4.0%以内</p>	<p>銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、10年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。</p>

議案第 103 号

令和 6 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,768,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 (2024 年) 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	介護保険料	3,619,972
	5 介護保険料	3,619,972
15	国庫支出金	4,416,242
	5 国庫負担金	3,190,580
	10 国庫補助金	1,225,662
20	県支出金	2,618,259
	5 県負担金	2,537,382
	15 県補助金	80,877
25	支払基金交付金	4,916,580
	5 支払基金交付金	4,916,580
30	財産収入	1,178
	5 財産運用収入	1,178
35	寄附金	1
	5 寄附金	1
40	繰入金	3,184,755
	5 一般会計繰入金	2,884,386
	10 基金繰入金	300,369
45	繰越金	11,198
	5 繰越金	11,198
50	諸収入	15
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	13
	歳入合計	18,768,200

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 429,626
	5 総務管理費	429,626
10 保険給付費		17,624,495
	5 介護サービス等諸費	17,624,495
12 地域支援事業費		621,333
	5 地域支援事業費	621,333
25 基金積立金		10,981
	5 基金積立金	10,981
30 諸支出金		81,565
	5 償還金及び還付加算金	10,201
	10 繰出金	71,364
35 予備費		200
	5 予備費	200
歳 出 合 計		18,768,200

議案第 104 号

令和 6 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 6 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,545,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 (2024 年) 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	3,908,603
	5 後期高齢者医療保険料	3,908,603
10	繰入金	2,607,396
	5 一般会計繰入金	2,607,396
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	27,001
	5 延滞金、加算金及び過料	501
	10 償還金及び還付加算金	12,500
	15 雑入	14,000
	歳入合計	6,545,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	106,300
	5 総務管理費	106,300
10	広域連合納付金	6,422,700
	5 広域連合納付金	6,422,700
15	諸支出金	14,000
	5 償還金及び還付加算金	13,000
	10 繰出金	1,000
20	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	6,545,000

議案第 105 号

令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	排水区域面積	2,419 ha
2	年間総処理水量	20,379,418 m <sup>3</sup>
3	一日平均処理水量	55,834 m <sup>3</sup>
4	主要な建設改良費	
	(1) 管渠事業費	208,834 千円
	(2) 処理場事業費	44,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	下水道事業収益	7,356,317 千円
第 1 項	営業収益	3,399,746 千円
第 2 項	営業外収益	3,956,571 千円

支 出

第 1 款	下水道事業費用	7,268,074 千円
第 1 項	営業費用	6,782,254 千円
第 2 項	営業外費用	480,820 千円
第 3 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,422,387千円は、過年度分損益勘定留保資金592,080千円及び当年度分損益勘定留保資金830,307千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,771,416 千円
第1項	企業債	519,800 千円
第2項	他会計補助金	1,220,235 千円
第3項	国庫補助金	22,000 千円
第4項	分担金及び負担金	7,444 千円
第5項	長期貸付金償還金	1,937 千円

支 出

第1款	資本的支出	3,193,803 千円
第1項	建設改良費	362,777 千円
第2項	企業債償還金	2,825,560 千円
第3項	長期貸付金	5,466 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
台調整池中央監視制御システム更新修繕事業費(3期目)	令和6年度から 令和7年度まで	190,080
ポンプ場浚渫及び沈砂搬出業務委託事業費	令和7年度まで	704
ポンプ場し渣処理処分業務委託事業費	令和7年度まで	91
七里ガ浜浄化センターNo.1・2汚泥脱水機インバータ他交換修繕事業費	令和6年度から 令和7年度まで	6,993
山崎浄化センターし渣処理処分業務委託事業費	令和7年度まで	303
浄化センター水質分析事業費	令和7年度まで	606
消費税及び地方消費税確定申告書作成等業務委託事業費	令和6年度から 令和7年度まで	710



(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 519,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金及び地方公共団体資金に ついて、利率の見直しを行つた後には、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 379,506 千円

令和6年(2024年)2月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

議案第 106 号

鎌倉市ケアラー支援条例の制定について

鎌倉市ケアラー支援条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

ケアラーを包括的に支援することで、ケアラーが孤立することなく、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指すため、基本理念、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策について、必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉市ケアラー支援条例

高齢、障害、疾病その他の理由によりケアを必要とする人に対しては、これまで、家族が中心となって介護や援助等を担ってきました。しかし、少子高齢化、核家族化の進行、きょうだい数の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加等により、介護や援助等が必要な家族をケアするケアラーに過重な負担がかかっています。

ケアラーは、時に、ケアラーとしての人生を優先せざるを得ず、自分らしく生きる機会を失うことがあります。また、ケアラーが誰にも相談できず一人で悩みを抱え、心身を疲弊させることは、社会的な孤独・孤立の誘因となり、深刻な状況を招きかねません。

ケアラーへの支援に向けて、ケアを必要とする人への支援の充実も含めた、包括的な対応を図る必要があります。

鎌倉市は、ケアを必要とする市民のみならず、身近な人たちを無償でケアする市民への支援をあわせて推進し、すべてのケアラーが孤立することなく、自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 市民のうち、高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもである者をいう。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、おおむね18歳から40歳に達するまでの者をいう。
- (4) ケア対象者 ケアラーから介護等を受ける者をいう。

- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 関係機関 障害者、障害児及び生活困窮者の支援、介護、医療、教育、児童の福祉等に関する事業又は活動を行い、当該事業又は当該活動を通じて日常的にケアラーと関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (8) 学校その他ヤングケアラーに関わる機関 関係機関のうち、学校その他ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある機関であって、ヤングケアラーに対する教育、相談支援、見守り等に関する事業若しくは活動を行う機関をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

- 2 ケアラー支援は、市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように社会全体で行われなければならない。
- 3 ケアラー支援は、ケアラーのみならずケア対象者への取組として、包括的に行われなければならない。
- 4 ケアラー支援は、全てのケアラーを対象とし、年齢を問わず切れ目のないように行われなければならない。
- 5 ヤングケアラーに対する支援は、こどもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達が図られ、並びに適切な教育の機会が確保されるように行われなければならない。
- 6 若者ケアラーに対する支援は、学習の継続及び職業選択の機会が確保され、かつ、自立が図られるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害者、障害児及び生活困窮者の支援、介護、医療、教育、児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関わる制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、支援を必要とするケアラーの早期発見に努め、当該ケアラーの意向を尊重するとともに、ケアラー支援に関し、市民、事業者及び関係機関と相互に連携し協力するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケア

ラー支援の必要性について理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性について理解を深め、その事業又は活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、ケアラーに対して情報を提供するほか、支援を必要とするケアラーの早期発見に努めるとともに、当該ケアラーに対し、市又は適切な他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割)

第8条 学校その他ヤングケアラーに関わる機関は、前条第2項に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保等に係る状況を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

- 2 学校その他ヤングケアラーに関わる機関は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育、福祉、保健、医療等に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、ケアラーが、自らの置かれている状況について正しく理解した上で、適切な支援を求めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、事業者及び関係機関が、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の方法等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第10条 市は、ケアラー支援を推進するため、次条の施策を実施する体制並びに市及び関係機関の相互間の緊密な連携協力体制を整備するよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する施策)

第11条 市は、ヤングケアラー、若者ケアラー及び複合的な課題のあるケアラーに対して特に配慮し、ケアラー支援を推進するために次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) ケアラーからの相談に応じ、助言を行う者、日常生活及び社会生活の支援を行う者並びにそれらの支援の調整を行う者の育成及び確保を図ること。
- (2) 市及び関係機関におけるケアラー支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- (3) 支援を必要とするケアラーに対して、積極的に働きかけて、必要な支援を届ける体制の整備及び充実を図ること。
- (4) 交流の場及び居場所の整備並びに支え合いの推進を図ること。
- (5) 学習、修学又は就業に関する支援及び自立に向けた支援を行うこと。
- (6) その他ケアラー支援の推進に関し必要な事項

2 市は、ケア対象者に対して、福祉その他の施策の充実を図るものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 107 号

鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例の制定について

鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

市立の小中学校が外部機関との連携により実施する教育活動に要する経費の財源に充てるため、鎌倉スクールコラボファンド活用基金を設置し、その管理について必要な事項を定めるものである。



## 鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市立の小学校及び中学校が市民活動団体、企業、大学等との連携により実現する魅力ある教育活動に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、鎌倉スクールコラボファンド活用基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 108 号

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

事務執行の見直しに伴い、必要な改正を行うものである。

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例

鎌倉市事務分掌条例（平成7年12月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表共生共創部の項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 事務及び組織の管理についての事項

第2条の表総務部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 109 号

鎌倉市芸術館条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市芸術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉芸術館の利用料金の上限額を改めるものである。

鎌倉市芸術館条例の一部を改正する条例

鎌倉市芸術館条例(平成5年3月条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号中

「

円	円	円	円
39,180	69,140	88,730	197,060
53,010	93,340	121,000	267,360
16,130	27,650	34,560	78,350
21,890	36,880	48,400	107,170

」

を

「

円	円	円	円
43,090	76,050	97,600	216,740
58,310	102,670	133,100	294,080
17,740	30,410	38,010	86,160
24,070	40,560	53,240	117,870

」

に改め、

同表第2項第1号中「19,580円」を「21,530円」に、「12,680」を「13,940」に、「9,210」を「10,130」に、「2,530」を「2,780」に改め、同表第3項第1号中

円	円	円	円
460	920	1,150	2,540
460	920	1,150	2,540
690	1,270	1,730	3,690
1,030	1,840	2,300	5,180
1,380	2,420	3,100	6,910
330	580	810	1,730
460	690	920	2,080
460	920	1,150	2,540
580	1,030	1,380	3,000
1,030	1,730	2,180	4,960
1,270	2,180	2,880	6,340
330	580	810	1,730
220	460	690	1,380

を

円	円	円	円
500	1,010	1,260	2,770
500	1,010	1,260	2,770
750	1,390	1,900	4,040
1,130	2,020	2,530	5,680
1,510	2,660	3,410	7,580
360	630	890	1,880
500	750	1,010	2,260
500	1,010	1,260	2,770
630	1,130	1,510	3,270
1,130	1,900	2,390	5,420
1,390	2,390	3,160	6,940
360	630	890	1,880
240	500	750	1,490

に改め、

同表第4項第1号中

円	円	円	円
4,610	6,330	7,480	18,430
1,150	1,730	2,880	5,760
920	1,150	1,380	3,460
1,150	1,730	1,730	4,610
8,060	9,210	11,510	28,800
3,450	4,610	5,760	13,830
2,300	2,880	2,880	8,060
2,880	3,450	4,030	10,360

を

円 5,070	円 6,960	円 8,220	円 20,250
1,260	1,900	3,160	6,320
1,010	1,260	1,510	3,780
1,260	1,900	1,900	5,060
8,860	10,130	12,660	31,650
3,790	5,070	6,330	15,190
2,530	3,160	3,160	8,850
3,160	3,790	4,430	11,380

に改め、

同表第6項中「810円」を「900円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 110 号

鎌倉市市民活動センター条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

条例の趣旨について文言の整理を行うとともに、指定管理者による施設の維持管理業務及び利用の承認について規定するものである。



## 鎌倉市市民活動センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市市民活動センター条例（平成10年3月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動（以下「市民活動」という）」を「市内で自主的かつ非営利に行われる市民活動（つながる鎌倉条例（平成31年1月条例第26号）第2条第2号に規定する市民活動をいう。以下同じ）」に改める。

第3条第1号中「調整」を「承認等」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

第6条を次のように改める。

（利用の承認）

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をするに当たりセンターの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

(1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) センターの設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。

(4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条中「施設等の」を「利用の承認の取消しがされたとき若しくは」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（利用の承認の取消し等）

第7条 指定管理者は、前条第1項の承認を得た者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、又は利用を制限することができる。

(1) 前条第2項の規定による条件に違反したとき又は同条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) その他やむを得ない事由により特に必要があると認めるとき。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 111 号

鎌倉市川喜多映画記念館条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市川喜多映画記念館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市川喜多映画記念館の利用料金の上限額を改めるものである。

鎌倉市川喜多映画記念館条例の一部を改正する条例

鎌倉市川喜多映画記念館条例（平成21年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,470円」を「15,700円」に、「200円」を「300円」に、「140円」を「210円」に、「520円」を「780円」に、「360円」を「540円」に、「100円」を「150円」に、「70円」を「100円」に、「260円」を「390円」に、「180円」を「270円」に、「1,040円」を「1,560円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の利用又は観覧に係る料金について適用し、施行日前の利用又は観覧に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 112 号

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関  
する法律の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年11月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「特定個人情報の」を「特定個人情報又は利用特定個人情報の」に改め、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 113 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年2月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

(下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年12月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(鎌倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年9月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「法243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第 114 号

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

非常勤職員等に係る災害が、公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定が困難な場合及び公務災害又は通勤災害と認定したもののについての療養の方法等補償の実施に疑義がある場合に関し、必要な事項を調査審議する鎌倉市公務災害補償認定委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるため、必要な改正を行うものである。

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 市長は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとする場合で、その認定が困難なときは、次条に規定する鎌倉市公務災害補償認定委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。

第3条の次に次の1条を加える。

（委員会）

第3条の2 市長の附属機関として、委員会を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
  - (1) 災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定に関する事項
  - (2) 次章に規定する療養の方法等補償の実施に関する事項
- 3 委員会は、委員3人をもつて組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失つたときは、委員を辞したものとみなす。
- 8 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 9 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 10 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 11 臨時委員は、市長が委嘱する。

12 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

13 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

14 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第21条第3項中「ただし、」の次に「委員が欠けた場合の」を加え、同条第7項を同条第12項とし、同項の前に次の4項を加える。

8 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

9 臨時委員は、市長が委嘱する。

10 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

11 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第21条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 115 号

鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症  
対策基金条例を廃止する条例の制定について

鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが 2 類相当から 5 類へ移行したことに伴い、基金を廃止するものである。

鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例  
を廃止する条例

鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年5月条例第3号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 116 号

鎌倉市手数料条例及び鎌倉市建築基準条例の  
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市手数料条例及び鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築基準法  
等の一部改正に伴い、規定の整備をするものである。

鎌倉市手数料条例及び鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第87項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同款第94項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(建築基準条例の一部改正)

第2条 鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第50条第1項中「第108条の3第1項第1号又は第2号」を「第108条の4第1項第1号又は第2号」に改め、同条第2項中「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に、「第108条の3第1項第2号」を「第108条の4第1項第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 117 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正  
する条例の制定について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

市営住宅集約化事業の実施に伴い、市営住宅の追加及び用途の廃止並びに再入居者の敷金の取扱いの整理を行うほか、市営住宅入居者募集に係る公募の方法の追加や連帯保証人の廃止について必要な事項を定めるものである。



鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

鎌倉市営住宅条例(平成9年9月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) 市ホームページ等

第12条第1項第1号中「入居予定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人1人が連署する」を削り、同項第2号中「第20条第1項及び第2項」を「第20条第1項、第2項及び第4項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第12条の2第2項中「前条第4項」を「前条第3項」に改め、同項第1号中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

第13条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改め、「入居した者」の次に「第38条の規定により市長に申し出て入居した者を含む。」を加える。

第18条第1項中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。

第20条第1項中「から入居時における3月分の家賃に相当する額の敷金を徴収」を「(市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居しようとする者を含む。)から敷金を徴収するものとし、その額は、原則入居時における3月分の家賃に相当する額と」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、入居者が次に掲げる事由により新たな市営住宅に入居する場合の敷金については、市長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その額を減額し、又は従前の市営住宅の敷金を充当することができる。

- (1) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (2) 市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却等
- (3) 市営住宅建替事業

第48条第2項中「第12条第2項、第4項及び第5項」を「第12条第2項から第4項まで」に、「又は第2項」を「又は前項」に、「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。

第49条第2項中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。

第50条中「第20条第1項、第3項及び第4項」を「第20条第1項及び第3項から第5項まで」に、「入居予定者」を「入居予定者(市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居しようとする者を含む。)」に改め、「駐車場」

と」の次に「、「第1項及び前項」を「第50条の規定により読み替えられた第20条第1項及び第3項」と、「従前の市営住宅」を「従前の駐車場」と」を加える。

別表中

「

深沢第1住宅	同 寺分448番地
深沢第2住宅	
深沢第3住宅	
深沢第4住宅	
深沢第5住宅	
深沢第6住宅	

を

」

「

深沢第1住宅	同 寺分448番地
深沢第2住宅	
深沢第3住宅	
深沢第4住宅	
深沢第5住宅	

に、

」

「

深沢セントラルハイツ	同 笛田一丁目1番11号
笛田第1住宅	同 笛田三丁目23番
笛田第2住宅	
笛田第3住宅	
笛田第4住宅	

を

」

「

深沢セントラルハイツ	同 笛田一丁目1番11号
------------	--------------

に、

」

「

笛田ロイヤルハイツ	同 笛田三丁目40番3号
-----------	--------------

を

」

「

笛田住宅A	同	笛田三丁目24番
笛田ロイヤルハイツ	同	笛田三丁目40番3号

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から起算して13月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、施行日以後に鎌倉市営住宅条例第9条第2項の規定により決定した入居予定者について適用し、施行日前に同項の規定により決定した入居予定者については、なお従前の例による。

議案第 118 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

名越クリーンセンター焼却停止後の処理体制を見据え、臨時ごみ等の基準及び処理手数料を改定するものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第2項中「排出するとき」の次に「(当該廃棄物と同様のものを市が臨時に収集、運搬及び処分をし、又は市長が指定する処理施設等に搬入する方法により排出することを市長が認めたときを含む。)、又は別表に規定する棒状・板状等特定粗大ごみを排出するとき」を加え、同項第2号エ中「スプレー缶」を「スプレー缶(中身が入っていないものに限る。)」に改め、同号オ中「カセットボンベ」を「カセットボンベ(中身が入っていないものに限る。)」に改め、同号に次のように加える。

ケ ライター

第28条第4項第2号中「粗大ごみ又は」を「粗大ごみ、棒状・板状等特定粗大ごみ以外の棒状・板状等粗大ごみ又は」に改める。

第28条の3第1項第6号中「家庭系一般廃棄物」の次に「(し尿及び動物の死体を除く。)」を加え、「粗大ごみ及び大型粗大ごみ」を「もの」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第2項中「及び第9号」を「及び第8号」に、「同項第9号」を「同項第8号」に改める。

別表の3 家庭系一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。)の項を次のように改める。

3 家庭系一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。)	(1) 第21条の2第2項本文の規定により市が定期的に収集、運搬及び処分をするもの	指定収集袋1袋につき 容量40リットル相当のもの 80円 容量20リットル相当のもの 40円 容量10リットル相当のもの 20円 容量5リットル相当のもの 10円			
	(2) 市が臨時に収集、運搬及び処分をするもの	<table border="1"> <tr> <td>ア 粗大ごみ</td> <td>1個につき 600円</td> </tr> <tr> <td>イ 棒状・板状等粗大ごみ(ウ以外のものをいう。以下この部において同じ。)</td> <td>1個(同じ品目を複数排出する場合、3個までを1個とする。)につき 300円</td> </tr> </table>	ア 粗大ごみ	1個につき 600円	イ 棒状・板状等粗大ごみ(ウ以外のものをいう。以下この部において同じ。)
ア 粗大ごみ	1個につき 600円				
イ 棒状・板状等粗大ごみ(ウ以外のものをいう。以下この部において同じ。)	1個(同じ品目を複数排出する場合、3個までを1個とする。)につき 300円				

	ウ 棒状・板状等特定粗大ごみ（備考第4項第1号又は第2号に該当するものうち、長さが1メートル未満の木製のものその他これに類するものとして規則で定めるものをいう。以下この部において同じ。）	指定収集袋1袋につき 容量40リットル相当のもの 80円 容量20リットル相当のもの 40円 容量10リットル相当のもの 20円 容量5リットル相当のもの 10円
	エ 大型粗大ごみ	1個につき 1,200円
(3) 市長が指定する処理施設等に搬入するもの	オ 第21条の2第2項本文の規定により排出するもの（ウを除く。）	指定収集袋1袋につき 容量40リットル相当のもの 80円 容量20リットル相当のもの 40円 容量10リットル相当のもの 20円 容量5リットル相当のもの 10円
	ア 粗大ごみ（市長が認めた者が排出するものに限る。）	1個につき 600円
	イ 棒状・板状等粗大ごみ（市長が認めた者が排出するものに限る。）	1個（同じ品目を複数排出する場合、3個までを1個とする。）につき 300円
	ウ 棒状・板状等特定粗大ごみ（市長が認めた者が排出するものに限る。）	指定収集袋1袋につき 容量40リットル相当のもの 80円 容量20リットル相当のもの 40円 容量10リットル相当のもの 20円 容量5リットル相当のもの 10円
	エ 大型粗大ごみ（市長が認めた者が排出するものに限る。）	1個につき 1,200円

		オ 植木剪定材	1回につき 100キログラム以下は、 100円。100キログラム を超える部分について は、10キログラムにつ き40円を加算
		カ 第21条の2第2項 本文の規定により排 出するもの（ウを除 く。）	指定収集袋1袋につき 容量40リットル相当の もの 80円 容量20リットル相当の もの 40円 容量10リットル相当の もの 20円 容量5リットル相当の もの 10円

別表備考第5項を同表備考第6項とし、同表備考第4項を同表備考第5項とし、同表備考第3項中「次項において」を「次項及び第5項において」に、「次項に規定する大型粗大ごみ」を「次項に規定する棒状・板状等粗大ごみ、第5項に規定する大型粗大ごみその他規則で定めるもの」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 棒状・板状等粗大ごみとは、一般廃棄物のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 棒状の長さが1メートル以上のもの（木製のものにあつては、長さが50センチメートル以上のもの）で次に掲げるもの
  - ア つっぱり棒、物干し竿、カーテンレール、釣り竿等
  - イ 竹刀、木刀
  - ウ 刈込ばさみ等
  - エ 定規（他の辺の長さが10センチメートル以上のものを除く。）
  - オ ほうき、モップ等
  - カ 棒材（他の辺の長さが10センチメートル以上のものを除く。）
  - キ 魚とり網等
  - ク ラケット
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が定めるもの
- (3) 板状で1辺の長さが50センチメートル以上のもので次に掲げるもの
  - ア 板ガラス等で厚さが3センチメートル未満のもの
  - イ ベニヤ板、トタン板、波板その他市長が定めるもの
- (4) 排出に当たり危険を有するもので次に掲げるもの

ア 中身の入ったスプレー缶等

イ フロンガス入り除湿器等

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の規定は、施行日以後に搬入され、又は収集、運搬若しくは処分をする一般廃棄物及び当該一般廃棄物に係る処理手数料について適用し、施行日前に搬入され、又は収集、運搬若しくは処分をする一般廃棄物及び当該一般廃棄物に係る処理手数料については、なお従前の例による。



議案第 119 号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項を整備するものである。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 鎌倉市風致地区条例（平成25年12月条例第22号）第5条第21号
- (2) 鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例（平成26年6月条例第2号）第2条第2号

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 120 号

鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項を整備するとともに、模範漁港管理規程例に準じて占用期間等の見直しを行うものである。

鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を改正する条例

鎌倉市腰越漁港管理条例（昭和60年3月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第10条第3項中「1月」を「1年」に改める。

第12条第3項中「3年」を「10年」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 121 号

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

携帯電話等中継基地局の設置等の際し、事業者が近接住民へ説明会を開催した場合の規定を追加しようとするものである。

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例（平成22年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「努めるとともに、」の次に「必要に応じて説明会を開催するなどして」を加え、同条第2項中「近接住民に説明したとき」の次に「又は説明会を開催したとき」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。